## 仕様書(参考)

1 品 名

職員採用試験要綱等点字版

2 数 量 (予定)

要綱  $120\sim150$  部 申込用紙  $5\sim10$  部 申込方法説明書  $5\sim10$  部

3 発注時期(予定)

6月上旬

4 納入期限

発注から20日前後

※納入日時をあらかじめ本市と調整すること。

- ※納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、 第三者 に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市 は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りで はない。
- 5 納入場所 本市指定場所
- 6 様 式別紙1~3のとおり
- 7 紙 質

上質紙 (90kg 以上)

- 8 規 格
  - ・仕上げ寸法は、変形B5版、1行30マス程度、1ページ17行程度、両面印刷を基本とし、表や 見出しを適切に配置するため、必要な箇所については微調整を行うこと。
  - ・印刷物は左綴じとすること。
  - ・印刷物の1枚目に墨字で内容物の表示をすること。
- 9 入稿方法・校正

入稿は契約締結後ただちに行う。原稿は原則、PDFデータを電子メールにより入稿する。入稿後、 印刷開始前には必ず本市職員の校正を受け、校了した後に刷り出すこと。

- 10 その他
- (1) 点字表記は、「日本点字表記法」最新版に準拠すること。

- (2) 点字図書、触図を伴う点字資料の編集・作成の実績を随所に活かし、読み易い点字印刷物を作成すること。
- (3) 表は点字のレイアウトや表記符号等により、必要な情報を検索しやすく、内容が理解しやすいように点字化すること。
- (4) 校正の際は、必ず触読による確認を行い、誤字・脱字を解消すること。
- (5) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (7) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。 ただし、 軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (8)納入の際は、「グリーン配送に係る特記仕様書」によること。
- (9) 「特記事項(暴力団等の排除について)」の内容を遵守すること。
- (10) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、 見積りするものとする。
- (11) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けた ときは その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先:06-6208-8571) に報告しな ければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に 定める自動車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
  - (1) 低公害車
    - ア 天然ガス自動車
    - イ 電気自動車
    - ウ ハイブリッド自動車
    - エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車
  - (2) ガソリン自動車
  - (3) LPガス自動車(ただし、第1号エに掲げるものを除く。)
  - (4) ディーゼル自動車
  - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン 配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車 がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使 用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。) 第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不 当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察へ の届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当 介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、 履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。